

国務院独占禁止委員会
「知的財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）」

2017年3月23日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国務院独占禁止委員会 知的財産権の濫用に関する独占禁止指南 (意見募集稿)

前書き

独占禁止と知的財産権保護は、競争保護と革新激励、経済運営効率の向上、消費者利益と社会公共利益の保護という共同の目標を持つ。「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」という)によると、経営者が知的財産権関連の法律、行政法規の規定に基づいて知的財産権を行使する行為には、「独占禁止法」を適用しないが、経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、「独占禁止法」を適用する。

経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は、独立した独占行為ではなく、経営者が知的財産権を行使する、または関連行為を行うに際し、独占契約を締結若しくは実施し、市場支配的地位を濫用し、或いは競争排除、制限効果がある若しくはありうる経営者集中を実施することを指す。知的財産権濫用行為の「独占禁止法」適用にガイドラインを提供し、国務院独占禁止法執行機構の法執行の透明性を高めるために、本指南を制定した。

第一章 一般問題

第一条 分析原則

経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限したかを分析するに当たって、以下の基本的原則に従う。

- (一) その他の財産的権利と同一の規制基準を採用し、「独占禁止法」の基本的分析枠組みに従う。
- (二) 知的財産権の特徴を考慮する。
- (三) 経営者が知的財産権を保有することで、経営者が関連市場で市場支配的地位があると推定しない。
- (四) 個別案件の状況に応じて、関連行為による効率、革新への積極的な影響を考慮する。

第二条 分析思想

経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限したかを分析するに当たって、通常、以下の思想に従う。

- (一) 行為の特徴と表現形式を分析する。

経営者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は、知的財産権を行使する行為である可能性があり、知的財産権の行使に関連する行為である可能性もある。通常、経営者行為の特徴と表現形式に基づき、構成しうる独占行為を認定する。

- (二) 行為の関わる関連市場を定義する。

行為の関わる関連市場を定義するに当たって、通常、関連市場定義の基本根拠と一般方法に従うとともに、知的財産権の特殊性を考慮する。

(三) 行為が関連市場の競争に対し生じた排除、制限の影響を分析する。

行為が関連市場の競争に対し生じた排除、制限の影響を分析するに当たって、通常、関連市場の競争状況を評価するとともに、具体的な行為について分析する必要がある。

(四) 行為による革新、効率への積極的な影響を分析する。

経営者の行為は、革新や効率に対し、技術の伝播、利用促進、資源の利用効率向上等積極的な影響を与える可能性がある。上記の積極的な影響を分析するに当たって、本指南第五条に規定する条件を満たすかどうかを考慮する必要がある。

第三条 関連市場

知的財産権は直接取引の標的となることができ、商品或いは役務（以下「商品」と総称する）の提供に用いられることもできる。通常の場合、「国務院独占禁止委員会による関連市場の定義に関する指南」に基づいて関連市場を定義する必要がある。関連商品市場を定義するのみでは、行為の競争影響を評価することが困難である場合、関連技術市場を定義する必要がある可能性がある。個別案件の状況に応じて、行為による革新、研究開発等の要素への影響を考慮することもあり得る。

関連技術市場とは、需要者が緊密な代替関係にあると思う1組或いは1種類の技術から構成される市場を指す。関連技術市場を定義するに当たって、技術の属性、用途、許諾料、互換性、関わる知的財産権の期間、需要者がその他の代替関係にある技術に転じる可能性及びコスト等の要素を考慮することができる。通常の場合、異なる技術を利用して、代替関係にある商品を提供できる場合、これらの技術は代替関係にある可能性がある。ある技術が知的財産権の関わる技術と代替関係にあるかどうかを考慮するに当たって、当該技術の現在の応用分野を考慮するだけでなく、その潜在的応用分野も考慮する必要がある。

行為の関わる関連市場を定義するに当たって、関連地域市場を定義するとともに、知的財産権の地域性を考慮する必要がある。関連取引が複数の国、地域の知的財産権に関連する場合、取引条件による関連地域市場の定義への影響も考慮する必要がある。

第四条 排除、制限の影響を分析するに当たっての考慮要素

(一) 関連市場の競争状況を評価するに当たって、業界特徴及び業界の発展状況、主要ライバル及びその市場シェア、市場集中度、市場参入の難易度、取引相手の市場地位及び関連知的財産権に対する依頼度、関連技術の更新・発展傾向・研究開発状況等の要素を考慮することができる。

関連技術市場における経営者の市場シェアを計算するに当たって、個別案件の状況に応じて、当該技術を利用して生産された製品の関連市場でのシェア、当該技術の許諾料収入が関連技術市場の許諾料の総収入に占める比率、代替関係にある技術の数量等を考慮することができる。

(二) 具体的な行為を分析するに当たって、経営者間の競争関係、経営者の市場シェア及び市場に対する支配力、行為が生産量・地域・消費者等に対し制限を与える期間・範囲・程度、行為が

関連市場の参入障壁を設置或いは高める可能性、行為による技術革新・伝播・発展への妨害、行為による業界発展への妨害、行為による潜在的競争への影響等を考慮することができる。

経営者間の競争関係を判断するに当たって、個別案件の状況に応じて、当該行為がない場合、経営者は実際或いは潜在的な競争関係にあるかを考慮することができる。通常の場合、経営者の間に競争関係があるほうが、その行為は関連市場の競争に対し排除、制限の影響を与える可能性が大きい。

第五条 積極的な影響が満たさなければならない条件

通常、経営者行為による革新、効率への積極的な影響は、同時に以下のような条件を満たす必要がある。

- (一) 当該行為は革新促進、効率向上と因果関係にある。
- (二) その他の革新促進、効率向上行為と比べ、当該行為が市場競争に対し与える排除、制限の影響はより小さい。
- (三) 当該行為は関連市場の競争をひどく制限しない。
- (四) 当該行為はその他の経営者の革新をひどく妨害しない。
- (五) 消費者は革新促進、効率向上により生じた利益をシェアすることができる。

第二章 知的財産権に関わる独占契約

知的財産権に関わる契約は革新を激励し、競争を促進する可能性がある。異なる契約タイプにより、その積極的な影響として具体的に研究開発コストの節約、研究開発効率の向上、取引コスト削減、製品品質保証、技術成果普及、訴訟濫用回避等が挙げられる。一方、知的財産権に関わる契約は、関連市場の競争に対し排除、制限の影響を与える可能性もある。この場合、「独占禁止法」第二章の規定を適用する。

第六条 共同研究開発

共同研究開発とは、経営者は共同して、技術、製品等を研究開発し、及び研究開発成果を利用する行為を指す。共同研究開発が関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 経営者が共同研究開発と関係がない分野で独立して或いは第三者と連携して研究開発するのを制限するか。
- (二) 経営者が共同研究開発を完成した後に研究開発するのを制限するか。
- (三) 経営者が共同研究開発と関係がない分野で研究開発した新技術或いは新製品の関わる知的財産権の帰属及びその行使を限定するか。

第七条 クロスライセンス

クロスライセンスとは、経営者が各自で保有する知的財産権の使用を相互に許諾し合うことを指す。クロスライセンスが関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 排他的許諾であるか、
- (二) 第三者が関連市場に参入する障壁を構成するか。
- (三) 川下の関連市場の競争を排除、制限するか。

第八条 グラントバック

アサインバックとは、被許諾者がその許諾された知的財産権を利用して行った改良、または許諾された知的財産権を使用することにより得た新成果を許諾者に許諾することを指す。許諾者或いはその指定した第三者しかアサインバックされた改良或いは新成果を実施する権利を有しない場合、このアサインバックは独占的なものである。通常、グラントバックが関連市場競争に対し排除、制限の影響を与える可能性がより大きい。グラントバックが関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 許諾者は、グラントバックについて実質的な対価を提供するか。
- (二) 許諾者と被許諾者は、クロスライセンスの中で相互にグラントバックを要求し合うか。
- (三) グラントバックは、改良或いは新成果が単一の経営者に集中するようにし、市場支配力を与え、或いは強めるか。
- (四) グラントバックは被許諾者の改良の意欲を損ねるか。

許諾者が被許諾者に対し上記の改良或いは新成果を許諾者、或いはその指定した第三者に譲渡することを要求する場合、当該行為が競争を排除、制限するかを分析するに当たって、同様に上記の要素を考慮する。

第九条 不爭義務条項

不爭義務条項とは、知的財産権許諾関連の契約において、許諾者は被許諾者にその知的財産権の有効性に対し異議を申し立てないことを義務付ける条項を指す。不爭義務条項が関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 許諾者は、全ての被許諾者に、その知的財産権の有効性に対し異議を申し立てないことを義務付けるか。
- (二) 不爭義務条項の関わる知的財産権許諾は、有償であるか。
- (三) 不爭義務条項の関わる知的財産権は、川下の関連市場の参入障壁を構成する可能性があるか。
- (四) 不爭義務条項の関わる知的財産権は、その他の競争的知的財産権の実施を妨害するか。
- (五) 不爭義務条項の関わる知的財産権許諾は、排他性を有するか。
- (六) 被許諾者は許諾者の知的財産権の有効性に対し異議を申し立てることで、重大な損失を被る恐れがあるか。

第十条 標準制定

本指南にいう標準制定とは、経営者が一定範囲内で統一的に実施する知的財産権に関わる標準を共同で制定することを指す。競争関係にある経営者が共同で標準の制定に参加するのは、競争を排除、制限する恐れがある。具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) その他の特定の経営者を排除するか。
- (二) 特定経営者の関連方案を排斥するか。
- (三) その他の競争的標準を実施しないと取り決めるか。
- (四) 標準に含まれる知的財産権の行使について、必要で合理的な拘束メカニズムがあるか。

第十一条 その他の制限

経営者が知的財産権を許諾する場合、以下の制限に関わる可能性もある。

- (一) 知的財産権の使用分野を制限する。
- (二) 知的財産権を利用して提供する商品の販売ルート、販売範囲或いは販売対象を制限する。
- (三) 経営者が知的財産権を利用して提供する商品の数量を制限する。
- (四) 経営者が競争関係にある技術を使用する、または競争関係にある商品を提供するのを制限する。

上記制限が関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 制限の内容、程度及び実施方式。
- (二) 知的財産権を利用して提供する商品の特徴。
- (三) 制限と知的財産権許諾条件との関係。
- (四) 複数の制限を含むか。
- (五) その他の経営者が保有する知的財産権は代替関係にある技術に関わる場合、その他の経営者は同一或いは類似の制限を実施するか。

第十二条 セーフハーバールール

法執行の効率を高め、市場主体に明確な予期を提供するために、セーフハーバールールを設ける。セーフハーバールールとは、経営者が以下のいずれかの条件に適合する場合、通常、その達成した知的財産権関連の契約を「独占禁止法」第十三条第一項第六号、第十四条第三号に規定する独占契約と認定しない。但し、反対の証拠があつて、当該契約が関連市場競争に対し排除、制限の影響を与えたと証明できる場合は、この限りではない。

- (一) 競争関係にある経営者の関連市場での市場シェアは合計で20%を超えない。
- (二) 競争関係にない経営者の知的財産権関連契約の影響を受けるいずれの関連市場での市場シェアも30%を超えない。
- (三) 経営者の関連市場でのシェアを入手するのが困難であり、或いは市場シェアが経営者の市場地位を正確に反映できないが、関連市場において、契約の各当事者が支配する技術の他に、合理的なコストで得られる、その他の経営者が独立で支配する代替関係にある技術が4つ以上存在する。

第三章 知的財産権関連の市場支配的地位の濫用行為

知的財産権関連の市場支配的地位の濫用行為の認定には、「独占禁止法」第三章の規定を適用する。通常、まず行為の関わる関連市場を定義し、経営者が関連市場において市場支配的地位を有するかを認定した後、個別案件の状況に応じて、行為が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為を構成するかを具体的に分析する。

第十三条 知的財産権と市場支配的地位の認定

経営者が知的財産権を保有することは、必ずしも経営者が市場支配的地位を有することを意味しない。知的財産権を保有する経営者が関連市場で支配的地位を有するかどうかを認定するに当たって、「独占禁止法」第十八条、第十九条に規定する、市場支配的地位を認定する或いは推定する要素、状況に基づいて分析しなければならない。知的財産権の特徴を踏まえて、さらに以下の要素を具体的に考慮することができる。

- (一) 取引相手が代替関係にある技術や商品等に転じる可能性及び転換コスト。
- (二) 知的財産権を利用して提供した商品に対する川下市場の依頼度。
- (三) 取引相手による経営者へのバランスング力。

標準必須特許を保有する経営者が市場支配的地位を有するかどうかを認定するに当たって、さらに以下の要素を考慮する必要がある。

- (一) 標準の市場価値、運用範囲と程度。
- (二) 代替関係にある標準が存在するか。代替関係にある標準を使用する可能性及び転換コストを含む。
- (三) 関係標準に対する業界の依頼度。
- (四) 関係標準の進化状況及び互換性。
- (五) 標準に納められた関連技術が代替される可能性。

本指南という標準必須特許とは、当該標準の実施に不可欠な特許を指す。

第十四条 不公平な高値で知的財産権を許諾する

市場支配的地位を有する経営者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高値で知的財産権を許諾し、競争を排除、制限する恐れがある。経営者が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 許諾料の計算方法、及び関連商品価値に対する知的財産権の貢献。
- (二) 経営者が知的財産権許諾に対し行った承諾。
- (三) 知的財産権の許諾実績或いは比較できる許諾料基準。
- (四) 不公平な高値につながった許諾条件。許諾地域或いは商品範囲等を制限することを含む。
- (五) 一括ライセンスの際、期間を超えた或いは無効の知的財産権について許諾料を取ったか。

経営者が不公平な高値で標準必須特許を許諾したかどうかを分析するに当たって、関連標準に適合する商品の負担する許諾料の全体的状況及びその関連産業の正常発展に対する影響を考慮することもできる。

第十五条 知的財産権の許諾を拒絶する

許諾拒絶は、経営者が知的財産権を行使する1種の表現形式である。但し、市場支配的地位を有する経営者が、特にその知的財産権が生産経営活動の必須施設を構成する場合、正当な理由がなく知的財産権の許諾を拒絶するのは、市場支配的地位を濫用し、競争を排除、制限することを構成する可能性がある。具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 経営者が当該知的財産権の許諾について行った承諾。
- (二) その他の経営者が関連市場に参入するには、当該知的財産権の許諾を得なければならないのか。
- (三) 関連知的財産権の許諾を拒絶したことにより、経営者の革新に与える影響と程度。
- (四) 拒絶された側は、合理的な許諾料を支払う意欲と能力等が足りないか。
- (五) 関連知的財産権の許諾を拒絶するのは、消費者の利益或いは社会公共利益を損ねるか。

第十六条 知的財産権関連の抱き合わせ販売

知的財産権関連の抱き合わせ販売とは、知的財産権の許諾、譲渡は、経営者がその他の知的財産権の許諾、譲渡を受け入れ、或いはその他の商品を受け入れることを条件とすることを指す。知的財産権の一括ライセンスも抱き合わせ販売の1種である可能性がある。市場支配的地位を有する経営者は、正当な理由がなく、上記抱き合わせ販売を通じて、競争を排除、制限する可能性がある。

知的財産権関連の抱き合わせ販売が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、通常、その他の商品関連の抱き合わせ販売を分析するのと同様の要素を考慮する。

第十七条 知的財産権関連の不合理な取引条件の付加

市場支配的地位を有する経営者は、正当な理由がなく、知的財産権関連の取引において、下記の取引条件を付け加える可能性がある。

- (一) 取引相手にグラントバックを義務付ける。
- (二) 取引相手はその知的財産権の有効性に対し質疑を申し立てるのを禁止する、または取引相手が自分に対し知的財産権侵害訴訟を提起するのを禁止する。
- (三) 取引相手が競争関係にある技術或いは商品を利用するのを制限する。
- (四) 期間を超えた或いは無効を宣告された知的財産権について権利を主張する。
- (五) 合理的な対価を提供しないのに取引相手にクロスライセンスを要求する。
- (六) 取引相手が第三者と取引を行うのを強いる或いは禁止する、または取引相手が第三者と取引する条件を制限する。

経営者の上記行為が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、通常、その他の不合理な取引条件の付加を分析するのと同様の要素を考慮する。

第十八条 知的財産権関連の差別的待遇

知的財産権関連の取引において、市場支配的地位を有する経営者は、正当な理由がなく、条件が実質的に同じである取引相手に対し異なる許諾条件を実施し、競争を排除、制限する可能性がある。経営者が実行した差別的待遇が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

(一) 取引相手の条件が実質的に同じであるか。関連知的財産権の保護範囲、異なる取引相手に関連知的財産権を利用して提供する商品と代替関係にあるか等を含む。

(二) 許諾条件は実質的に異なるか。許諾数量、地域及び時間等を含む。許諾契約の条項を分析するほか、許諾者と被許諾者の間に達成したその他のビジネス上の安排による許諾条件への影響も総合的に考慮する必要がある。

(三) 当該差別的待遇は、被許諾者が関連市場競争に参加するのに対し、明らかに不利な影響を与えるか。

第四章 知的財産権関連の経営者集中

知的財産権関連の経営者集中は一定の特殊性があり、主に経営者集中を構成する事情、審査の考慮要素と制限的条件の付加等の方面に現れる。知的財産権関連の経営者集中の審査には、「独占禁止法」第四章の規定を適用する。

第十九条 知的財産権関連の取引で経営者集中を構成しうるケース

経営者は、知的財産権の譲渡、排他的許諾を通じて、その他の経営者の支配権を取得する、またはその他の経営者に決定的な影響を与えられる可能性がある。具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

(一) 知的財産権は独立業務を構成するか。

(二) 前の会計年度において、知的財産権から独立で計算できる売上を生じたか。

(三) 知的財産権の排他的許諾の期限。

第二十条 知的財産権関連の経営者集中の審査

知的財産権に関連する安排が集中取引の実質的な構成部分であり、或いは取引目的の実現に対し重要な意義がある場合、経営者集中の審査においては、「独占禁止法」第二十七条に規定する要素を考慮するとともに、知的財産権の特徴を考慮する。

第二十一条 知的財産権関連の制限的条件の種類

知的財産権関連の制限的条件には、構造的条件、行為的条件と総合的条件が含まれる。通常、個別案件の状況に応じて、制限的条件に対し評価の上決定することを提案する。

第二十二条 知的財産権関連の構造的条件

経営者は、知的財産権或いは知的財産権の関わる業務を剥離する制限的条件の提案を提出することができる。経営者は、通常、知的財産権の譲受人に必要な資源、能力を保有するとともに、

剥離された知的財産権を使用する或いは関連業務に従事することで市場競争に参与する意欲があることを保証する必要がある。関連市場の競争状況が影響を受けるのを避けるために、剥離は有効、実施可能、適時なものでなければならない。

第二十三条 知的財産権関連の行為的条件

知的財産権関連の行為的条件は、個別案件の状況に応じて決定する。制限的条件の提案には以下の内容が含まれる可能性がある。

(一) 知的財産権許諾。当該許諾は、通常、排他的なものであり、また、使用分野或いは地域制限を含まない。

(二) 知的財産権関連業務の独立した運営を維持する。関連業務は一定の期間内で効果的な競争を行う条件を持っていなければならない。

(三) 公平、合理、非差別義務を守る。経営者は、通常、具体的な安排を通じて、当該義務を守ることを保証する必要がある。

(四) 合理的な使用許諾料を取る。経営者は、通常、許諾料率の計算方法、許諾料の支払い方式、公平な交渉条件と機会等を詳しく説明しなければならない。

第二十四条 知的財産権関連の総合的条件

経営者は構造的条件と行為的条件を組み合わせて、知的財産権関連の総合的な制限的条件の提案を提出することができる。

第五章 知的財産権関連のその他の事情

知的財産権に関連する一部の事情は異なる種類の独占行為を構成する可能性があり、特定主体に関わる可能性もある。個別案件の状況に応じて分析し、「独占禁止法」の関連規定を適用することができる。

第二十五条 パテントプール

パテントプールとは、2つ以上の経営者が各自の専利を共同でパテントプールメンバー或いは第三者に許諾することを指す。パテントプールの各当事者は、通常、パテントプールのメンバー或いは独立第三者にパテントプールの管理を委託する。パテントプールの具体的な方式には、契約締結、会社或いはその他の事業者の設立等が含まれる。

パテントプールは、通常、取引コストを削減し、許諾効率を高めることができ、競争促進の効果がある一方、競争を排除、制限する恐れもあり、具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

(一) 関連市場における経営者の市場シェア及び市場に対するその支配力。

(二) パテントプールにおける専利は代替関係にある技術に係るか。

(三) パテントプールメンバーが単独で専利を許諾する、または技術を研究開発するのを制限するか。

(四) 経営者はパテントプールを通じて商品価格、生産量等の情報を交換するか。

(五) 経営者はパテントプールを通じて代替関係にある技術を排斥し、その他の経営者が関連市場に参入するのを妨害するか。

(六) 経営者はパテントプールを通じてクロスライセンス或いはグラントバックを実施し、不競争義務条項を締結し、及びその他の制限等を実施するか。

(七) 経営者はパテントプールを通じて不公平な高値で専利を許諾し、抱き合わせ販売し、不合理的な取引条件を付け加え、或いは差別的待遇等を実施するか。

第二十六条 差止命令救済

差止命令救済とは、知的財産権を保有する経営者が、法院或いは関係部門に、関連知的財産権の使用を制限する命令を発布するのを請求することを指す。

差止命令救済は、標準必須専利権者が法により享受する、その合法的な権利を保護する救済手段である。市場支配的地位を有する標準必須専利の専利権者が差止命令救済の請求を利用して被許諾者にその要求した不公平な高値の許諾料又はその他の不合理な許諾条件を受け入れるのを強いることは、競争を排除、制限する恐れがある。具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 交渉中における交渉双方の行動及び表した真実の意図。
- (二) 関連標準必須専利の負担する差止命令救済に関する承諾。
- (三) 交渉中に交渉双方が持ち出した許諾条件。
- (四) 差止命令救済請求による許諾交渉への影響。
- (五) 差止命令救済請求による川下の関連市場の競争及び消費者利益への影響。

第二十七条 著作権集団管理組織

著作権集団管理組織とは、著作権権利者の利益のために、法に従って設立され、権利者の授権を元に、権利者の著作権或いは著作権に関連する権利に対し集団的管理を行う社会団体を指す。著作権集団管理組織は、通常、単一の著作権権利者の権利行使、個人の権利保護及びユーザーのライセンス取得のコストの削減、作品の伝播と著作権保護の促進に有利である。一方、著作権集団管理組織は運用中において、知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する恐れがある。具体的に分析するに当たって、行為の特徴と表現形式を元に、構成しうる独占行為を認定するとともに、関連要素を分析することができる。